

平成28年
第7回日の出町
農業委員会議事録

日の出町農業委員会

農業委員会第7回総会日程

平成28年7月25日
役場全員協議会室

1. 開 会

2. 諸報告

3. 議事録署名委員の指名

4. 議 事

- (1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の決定について
- (2) 議案第2号 農地法第5条による許可申請について
- (3) 議案第3号 農地法第5条による許可申請について
- (4) 議案第4号 農地法第5条による許可申請について
- (5) 議案第5号 農地法第5条による許可申請について
- (6) 議案第6号 農地法第5条による許可申請について
- (7) 議案第7号 農地法第5条による許可申請について
- (8) 議案第8号 農地法第5条による許可申請について
- (9) 議案第9号 農地法第5条による許可申請について
- (10) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条

5. 閉 会

平成28年第7回日の出町農業委員会総会

平成28年7月25日
役場全員協議会室

議席	氏名	議席	氏名
1	土澤孝一君	9	原島克佳君
2	北島清司君	10	和田勝君
3	山崎茂樹君	11	野口隆昭君
5	清水和夫君	12	関石啓之君
6	関根進君	13	小川昌夫君
7	矢治一俊君	14	辻本泰啓君
8	木住野佑治君	15	神田功君

事務局職員

事務局長 小森公夫
事務局次長 小池康夫
事務局 宮下貴裕

事務局長 皆さんこんにちは。定刻になりましたので、ただいまから平成28年第7回、日の出町農業委員会総会を開会いたします。
まず、はじめに神田会長よりご挨拶をお願いします。

会 長 皆さんこんにちは。今日は第7回の農業委員会総会を開催したところ全員の方のご出席をいただきまして開催できます。ありがとうございます。

事務局長 ありがとうございます。続きまして日程3議事録署名委員の指名及び議事進行を会長よりお願いいたします。

会 長 それでは、3. 議事録署名員の指名をさせていただきます。6番 山崎委員、7番 清水委員をお願いいたします。
それでは、4. 議事に入らせていただきます。

(1) 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について朗読及び説明)

会 長 朗読及び説明が終わりました。ここで、・委員につきましては、関連案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条第1項及び日の出町農業委員会会議規則第10条の規定により参与することはできません。一時退出願います。
地区担当は・委員です。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員 7月22日に、事務局と現地を確認してきました。現地は私の畑に行く途中にありまして、現在はきれいに整地されておりました。
借り手である・さんについては、皆様もご存知のとおりプロの農家でありまして、直売所にもいろいろな種類の野菜を出荷しておりまして、私もいつも参考にさせていただいております。
先進的な技術を取り入れたり、研究熱心な方で、農業の発展に尽力されている方です。
まったく問題は無いと思いますのでご審議よろしくをお願いします。

会 長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長 意見、質問がないようですので、（１）議案第１号 農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定による農用地利用集積計画の決定について決定として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本計画は決定されました。・委員は入室して下さい。続きまして、（２）議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 （議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について朗読及び説明）

会 長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当は・委員さんです。申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委 員 7月21日に事務局と現地確認をしてきました。先ほどの事務局の説明にあったように現在は駐車場として使用されており、現地確認の際も仕出し用の車と従業員の車が駐車されていました。
私が子どもの頃はこのあたりは傾斜の畑でしたが、残土を入れて造成をしたようです。隣の畑との段差も昔は無かったのですが、現在は1m近くの段差があります。また西側には擁壁が組んであって下からの高さが3m程度ありました。高さが3m程度あるので開発行為に該当すると思われるのですが、実際に許可を取って造成されているのかは不明です。南側には畑と民家がありますので、造成行為を伴う転用の場合には、周辺の農地や民家への配慮がしっかりとされているかを今後はしっかりと確認していかなければならないと思いました。以上です。

会 長 ・委員および事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会 長 意見、質問がないようですので、議案第２号 農地法第５条の規定による許可申請について、処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可といたします。続いての、議案第３号及び議案第４号は関連案件ですので、一括審議といたします

（３）議案第３号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について、（４）議案第４号 農地法第５条の規定に基づく許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

- 事務局 (議案第3号及び議案第4号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について朗読及び説明)
- 会長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当の・委員に申請地を確認していただいております。
説明をお願いいたします。
- 委員 今日の午前中に事務局と一緒に現地を確認して来ました。
現地は案内図の通り、・病院の駐車場の反対側となります。
公図を見ていただくと、・さんの畑と・神社の畑は分かれています、
一体として栗畑でした。下草の管理は一体として行なわれているようで奥まで草は刈られていました。駐車場に転用されることについては特に問題ないと思われま。ご審議よろしくお願ひします。
- 会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。
- 委員 はい。・番は農地ではないのですか。
- 事務局 当該地の地目は、雑種地のため農地転用の申請にはありませんが、一体として駐車場として活用される予定です。
- 委員 この場所は少し前まで・の鉄塔が建っていました。現在は空き地になっており、栗畑と一体として草刈等は行なわれている様子でした。
- 委員 他に周辺に畑はありますか。
- 委員 西側に栗畑があります。
- 事務局 農地転用の申請に当たって、周辺農地所有者への説明を行ない、所有者の同意を得たと代理人から伺っております。
- 委員 東側はどうですか。
- 委員 隣接しているのは山林で現在は竹林になっています。
- 会長 意見、質問がないようですので、(3)議案第3号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、(4)議案第4号 農地法第5条の規定に基づ

く許可申請について、処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可といたします。続いての、議案第5号及び議案第6号は関連案件ですので、一括審議といたします。(5)議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、(6)議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (議案第5号及び議案第6号 農地法第5条に基づく許可申請について朗読及び説明)

会長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当の・委員に申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委員 先ほど現地確認と同日に現地を見てまいりました。場所は・施設の西側で、中央に東屋があり散歩道がコンクリートで舗装され、庭園のような見たくてしております。かなり前から農地として使われておらず、私も今回の申請で地目が農地であったことを知りました。

東屋や道が舗装されたのは・施設が完成した時期だったと思うので今から10年少し前から現状のような使われ方をしていました。それより、以前も畑として利用されていた記憶はありません。申請地に植えられている桜の幹を見ますとかなり太さもあるので30年以上は経っていそうでした。

事務局の説明にもあったとおり、前の道は・に来る車が通るので安全に外でリハビリが行なえるのはこの場所しかないと思われます。また周辺も山林に囲まれており、他への影響はないものと思われます。以上です。

会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

委員 当該地の地目がどうして畑だと分かったのですか。

事務局 先ほどの議案第3号、第4号の許可要件を調査していたところ、賃借人である・の借りている当該地の地目がいまだに畑であることが判明し、かつ農地法の手続きが取られていない、いわゆる違反転用状態であることが判明いたしました。他の土地で違反転用を行なっているものに許可を出すことはできないので、東京都と協議し、同時に手続きを進めていくこととなりました。

委員 ・番の畑は、一部舗装された散歩道が入っているということですが、残りの部分については畑として耕作するのですか。

事務局 舗装された散歩道が入っているのは一部ですが、残りの面積についても桜の木が植えられていたり、植木があったり、駐輪場が設置されており、全ての面積につき農地転用を行ないます。

会長 意見、質問がないようですので、(5) 議案第5号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、(6) 議案第6号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、処理いたします。許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可といたします。続いての、議案第7号及び議案第8号は関連案件ですので、一括審議といたします

(7) 議案第7号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、(8) 議案第8号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、事務局の朗読及び説明をお願いいたします。

事務局 (議案第7号及び議案第8号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について朗読及び説明)

会長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当の・委員に申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委員 先般、事務局・と現地確認をしてきました。場所は・会館からの北に少し行ったところ。現地は、草等が生えていましたが手前に梅が植えられており、畑の一部で耕作している様子が見られました。・予定地は、馬入のすぐ左側で分筆予定地が線で囲まれていました。
特に問題は無いと思います。ご審議よろしく申し上げます。

会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

会長 意見、質問がないようですので、(7) 議案第7号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、(8) 議案第8号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、処理いたします。
許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。
続きまして、(9) 議案第9号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (議案第9号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について朗読及び説明)

会長 朗読及び説明が終わりました。
地区担当の・委員に申請地を確認していただいております。説明をお願いいたします。

委員 先般、事務局と現地を確認してまいりました。場所は、案内図をご覧ください、・の信号の西側にあります。申請地は、・番の一部と・番で、現地は都道に接している南側は特に耕作はされておらず、草刈等が行なわれているだけでしたが、北側半分については、耕作がなされている状態でありました。
申請地は平らではなく若干、道路より低くなっておりました。周辺の状況は、東側は住宅と隣接し、北側は・、南は都道、西側は一部畑とした部分となります。以上で説明を終わります。

会長 ・委員及び事務局の説明が終わりました。
委員さん方、意見、質問がございましたらお願いいたします。

委員 現在借用している駐車場の代替ということですが、引き続き借用することはできないということですか。

事務局 ・の撤退に伴い・所有の土地を処分するため、急遽代替の駐車場が必要になったと代理人から聞いております。

会長 意見、質問がないようですので、(9) 議案第9号 農地法第5条の規定に基づく許可申請について、処理いたします。
許可として、よろしい委員さんは、挙手をお願いいたします。

挙手多数ですので、本案件は、許可いたします。
続きまして、(10) 日の出町農業委員会会長専決規程第4条に基づく報告について、事務局の朗読をお願いいたします。

事務局 (専決処理報告、農地法第5条届出3件について朗読及び説明)

会 長 朗読が終わりました。只今の報告につきまして、意見、質問がございますか。

意見、質問がないようですので、(10)日の出町農業委員会会長専決規程第4条による報告とさせていただきます。

以上をもちまして、本総会の日程は終了いたしました。

署名

議長 _____

6番 _____

7番 _____